

(別添)

ラベル表示・SDS等交付の義務対象物質に関する労働
安全衛生法関係法令の見直しの検討に係る意見聴取につ
いて

ラベル表示・SDS等交付の義務対象物質について、労働安全衛生法施行令
(昭和47年政令第318号)第18条を改正し、以下のとおり対象物質の追加・
削除等、所要の改正を行う。

別表に掲げる物質について労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)
別表第2に追加又は削除する等の所要の改正を行い、別表に掲げる物質及びこ
れらを含む製剤その他の物を譲渡し、又は提供する者に対し、労働安全衛
生法(昭和47年法律第57号。以下「法」という。)第57条第1項に基づく名
称等の表示及び法第57条の2第1項に基づく文書の交付等の措置を義務付ける
(令和11年4月施行予定)。

「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案」(概要)

別表1 ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質(追加)

	名称	備考	CAS番号*1
1	安息香酸カリウム塩		582-25-2
2	(エチレンジオキシ)ジメタノール		3586-55-8
3	2-エトキシエチル=メタクリラート		2370-63-0
4	1-エトキシ-2-(2-メトキシエトキシ)エタン		1002-67-1
5	5-クロロ-2-(4-クロロフェノキシ)フェノール		3380-30-1
6	2-(4-クロロフェニル)-3-シクロプロピル-1-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)ブタン-2-オール		94361-06-5
7	5-クロロ-2-メチル-4-イソチアゾリン-3-オン		26172-55-4
8	2,2'-[[[(3,3'-ジクロロビフェニル)-4,4'-ジイル]ビス(アゾ)]ビス[3-オキソ-N-フェニルブタンアミド](別名ピグメントイエロー12)		6358-85-6
9	2,2'-[[[(3,3'-ジクロロ-1,1'-ビフェニル)-4,4'-ジイル]ビス(アゾ)]ビス[N-(4-クロロ-2,5-ジメトキシフェニル)-3-オキソブタンアミド](別名ピグメントイエロー83)		5567-15-7
10	ジメチルアミン=塩酸塩		506-59-2
11	1,3-ジメチル-2-イミダゾリジノン		80-73-9
12	N'-(1,3-ジメチルプテリデン)-3-ヒドロキシ-2-ナフトヒドラジド		214417-91-1
13	N,N,N',N'-テトラキス(ホスホノメチル)エチレンジアミン		1429-50-1
14	2,5,7,8-тетраметил-2-(4,8,12-триметилтридецил)クロマン-6-オール(別名d-α-トコフェロール)		10191-41-0
15	天然ゴム		9006-04-6
16	トリエチレングリコール		112-27-6
17	トリエチレングリコールモノメチルエーテルボレート		30989-05-0
18	1,1,2-トリフルオロ-2-(トリフルオロメトキシ)エテン		1187-93-5
19	ナトリウム=オクチル=スルファート		142-31-4
20	ナトリウム=デシル=スルファート		142-87-0
21	2,2-ビス[[[3-(1-アジリジニル)プロパノイル]オキシ]メチル]プチル=3-(1-アジリジニル)プロパノアート		52234-82-9
22	N,N'-ビス(2,4-ジメチルフェニル)-3,3'-ジオキソ-2,2'-[(3,3'-ジクロロビフェニル)-4,4'-ジイル]ビス(ジアゼンジイル)]ジブタンアミド(別名ピグメントイエロー13)		5102-83-0
23	ビス(2,4-ペンタンジオナト)カルシウム		19372-44-2
24	ヒドロキシシトロネラール		107-75-5
25	2-(2'-ヒドロキシ-5'-メチルフェニル)ベンゾトリアゾール		2440-22-4
26	フェニルビス(2,4,6-トリメチルベンゾイル)ホスフィン=オキシド		162881-26-7
27	ブタン-2-チオール		513-53-1
28	1,4,5,6,7,7-ヘキサクロロビシクロ[2,2,1]-5-ヘプテン-2,3-ジカルボン酸無水物		115-27-5
29	1,1,2,3,3,3-ヘキサフルオロ-1,2-プロピレンオキシド		428-59-1
30	ヘプタフルオロブタン酸		375-22-4
31	ペンタン-2,3-ジオン		600-14-6
32	N-ホルミルモルホリン		4394-85-8
33	メタクリル酸=3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,8-トリデカフルオロオクチル		2144-53-8
34	メタほう酸カリウム		13709-94-9
35	2-メトキシエチル=メタクリラート		6976-93-8

備考:

※ 法令上の名称の整理により、複数の物質をまとめた名称として規定しているものがある。

*1 CAS番号は本省令案では規定しないが、参考として示すもの。なお、構造異性体等が存在する場合、異なるCAS番号が割り振られることがあるが、ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質の可否の判断は物質名で行う。

「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案」（概要）

別表2 ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質（削除）

	名称	備考	CAS番号 * 1
1	フタル酸ジエチル		84-66-2

備考：

※ 法令上の名称の整理により、複数の物質をまとめた名称として規定しているものがある。

* 1 CAS番号は本省令案では規定しないが、参考として示すもの。なお、構造異性体等が存在する場合、異なるCAS番号が割り振られることがあるが、ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質の当否の判断は物質名で行う。

「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案」（概要）

別表3 ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質（名称の変更等）

改正後			改正前			
	名称	備考	CAS番号 * 1	名称	備考	CAS番号 * 1
1	水酸化リチウム及びその一水和物 * 2		<u>1310-65-2</u> 1310-66-3	水酸化リチウム		1310-66-3
2	炭化けい素	非繊維状のものを除く。 * 3	409-21-2	炭化けい素		409-21-2
3	メタほう酸バリウム		13701-59-2	メタホウ酸バリウム		13701-59-2
4	<u>2－メルカプトベンゾチアゾール</u> 及びその亜鉛塩 * 4		149-30-4 <u>155-04-4</u>	<u>2－メルカプトベンゾチアゾール</u>		149-30-4

備考：

※ 法令上の名称の整理により、複数の物質をまとめた名称として規定しているものがある。

＊1 CAS番号は本省令案では規定しないが、参考として示すもの。なお、構造異性体等が存在する場合、異なるCAS番号が割り振られることがあるが、ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質の可否の判断は物質名で行う。

＊2 水酸化リチウム一水和物について今回追加するもの。

＊3 炭化けい素（非繊維状のもの）について今回削除するもの。

＊4 2－メルカプトベンゾチアゾールの亜鉛塩について今回追加するもの。